

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：「新たな人権の研究」分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	30名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>人権の内容は社会の有り様や人々の権利認識の変化、あるいは科学技術の発展とともに広がりを見せ、現在一層多様化しつつある。今日ではSDGsやLGBTQ等をめぐる国際的な人権の再定位の動きが顕著であり、さらにはそうした流れのなかで「ビジネスと人権」さえもが語り始められている。</p> <p>個々の人権については関係学会等で検討されてきたが、専門分野の枠を超えて、総合的、学際的に、あるいは異分野融合的に人権を検討することは、法学委員会の分科会が対応すべき、今まさに喫緊の課題と考える。</p> <p>本分科会では、内外の新たな人権状況を踏まえつつ、その教育研究の動向を検討し、今期において新たな人権の課題と可能性について社会に向けた提言の発出を目指す。</p>
	審議事項	<p>1. 新たな人権をめぐる教育研究の動向</p> <p>2. 新たな人権の課題と可能性</p> <p>3. その他関連する事項</p> <p>に係る審議に関すること</p>
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	※委員の構成の変更(25名から30名に変更)